

【アメリカ】 ニューヨーク州における不法移民への運転免許の付与

ニューヨーク州は、2019年6月17日に、不法移民に非商用運転免許又は教習許可（以下「非商用運転免許等」、後者は、州の有効な運転免許を有する者の監督下で運転すること等、様々な制限の下で認められる運転許可）の付与を可能にする法律を制定し（A03675, Chapter 37 of 2019 Laws）、同年12月14日に施行された。不法移民に免許を付与し、市民として法令を遵守して生活してもらうことが、交通安全に関わる警察の業務遂行、自動車保険の健全性の確保、全ての市民による有効な身分証所持等の観点から望ましいとの政策判断からである。同州の非商用運転免許等には、(i)既に発行されたもの、(ii)連邦法の基準を満たすもの（新規）、(iii)連邦法の基準を満たさない、不法移民にも入手可能なもの（新規）の3種類が存在する（以下、(i), (ii), (iii)とする。）。同様の法律は、2020年2月6日現在、同州を含む15州及びワシントンDCで制定されている。

主な規定は次のとおりである。①同州陸運局（Department of Motor Vehicles: DMV）は、非商用運転免許等の申請又は更新申請に関して保持する写真、社会保障番号、出生地等の記録を、本人、裁判所命令等による一定の請求を除き、開示しない。②陸運局は、ある者の非商用運転免許等が、連邦法（REAL ID Act of 2005, P.L.109-13, Division B.）の規定する身元特定の基準（合法移民であることの証明を含む。）を満たすか否かにつき開示しない。③(ii)に該当する非商用運転免許等の場合を除き、陸運局は、非商用運転免許等に関して維持する記録又は情報を、国土安全保障省の移民関税執行局（Immigration and Customs Enforcement: ICE）、税関国境警備局（Customs and Border Protection: CBP）等を含む連邦の移民関係省庁に開示しない。記録又は情報の開示を受ける者は、それを移民の取締目的で用いないこと等の証明を求められる。④(iii)の申請を行う者に、(a)当該申請者が市民権を有する国が発行する有効な旅券、(b)写真付きの外国の運転免許証、(c)社会保障番号の発行を受けていないとの本人の署名入りの宣誓供述書等を、証明書類として提出を認める。⑤(ii)と(iii)は、同一の書式を用いる。後者に「連邦の目的に合致しない」と明記される。⑥(iii)の申請書式は、年齢又は身元を証明するための文書がないこと、社会保障番号を有しないこと、市民権又は在留資格が不相当であること等に言及しない。⑦(iii)は、その者の捜査、逮捕又は拘禁の根拠とされない。

海外立法情報課・中川 かおり

・ https://nyassembly.gov/leg/?leg_video=&bn=AB3675&term=2019&Actions=Y&Committee%26nbspVotes=Y&Floor%26nbspVotes=Y&Memo=Y&Text=Y&Chamber%26nbspVideo%2FTranscript=Y

【EU】 欧州国境沿岸警備隊規則の制定

2019年11月14日、従前の欧州国境沿岸警備隊規則（Regulation (EU) 2016/1624. 本誌 273 号（2017年9月）pp.39-71 参照）、及び、欧州国境監視システム（EUROSUR）規則（Regulation (EU) No 1052/2013. 本誌 262 号（2014年12月）pp.28-47 参照）を廃止し、その内容を全面的に改正・統合する、「欧州国境沿岸警備隊について規定し、規則(EU) No 1052/2013 及び (EU) 2016/1624 を廃止する規則」（Regulation (EU) 2019/1896）が公布され、同年12月4日に施行された（全5章 124 か条と 6 の附則）。

本規則は、域外国境における統合的な国境管理を確保するため、加盟国と欧州国境沿岸警備機関（European Border and Coast Guard Agency: Frontex）により構成される欧州国境沿岸警備隊（European Border and Coast Guard）について規定する。第1章（第1条～第9条）は欧州国境沿岸警備隊の設置目的や用語定義等、第2章（第10条～第78条）は欧州国境沿岸警備隊の機能、第3章（第79条）は、公文書の真偽確認のためにこれら公文書の画像情報を加盟国間で共有するオンラインシステム（False and Authentic Documents Online: FADO）、第4章（第80条～第121条）は個人情報保護や組織構成等に関する一般規定、第5章（第122条～第124条）は、施行日等の末尾規定を定める。

本規則により、Frontex の人員及び権限が拡張され、同機関に初めて常設部隊（standing corps）が設置された。人員は段階的に増員され、最終的に、2027年までに1万人が配備される予定である（附則 I）。常設部隊の人員は、同機関が雇用する者及び加盟国から長期又は短期で派遣される者で構成される。各加盟国が派遣すべき人員の割当数は、附則 II から IV に定められている。また、本規則により、加盟国と Frontex が情報交換及び協力を行う枠組である EUROSUR が欧州国境沿岸警備隊に組み入れられ、FADO が Frontex の管轄下に置かれることとなった。その他、本規則により、第三国国民の本国への送還や、隣接する第三国以外の第三国との協調に関する Frontex の権限が拡張された。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/1896/oj>

【EU】自動車の安全装置に関する規則の公布

2019年12月16日、「自動車の乗員及び交通弱者の全般的な安全及び保護に関し、自動車及びトレーラー並びに当該自動車及びトレーラーを対象としたシステム、部品及び個別の技術的装置の型式認定（type-approval）の要件を定める規則」（Regulation (EU) 2019/2144）が公布された。規則は、全3章19か条と4の附則から成り、2020年1月5日に施行された。

規則は、規則(EU) 2018/858 第4条に規定する自動車（人又は貨物の運搬を目的とした自動車及びトレーラー）に適用される（第2条）。製造者は、新たに販売される対象自動車が、タイヤ空気圧の監視機能、速度超過通知機能、アルコール・インターロック（運転手の呼気等からアルコールを検知するとエンジンが始動しないようにする装置）取付機能、眠気検知警告機能、運転中の電子機器操作等により発生する運転手の注意散漫状態への警告機能、後方車への緊急停止通知シグナル、後方確認機能（バックカメラ等）、交通事故時のデータ記録機能を備えるようにしなければならない（第5条、第6条）。こうした全般的な要件に加えて、自動車の種類ごとに追加要件が設けられている。乗用車及び小型商用自動車は、緊急ブレーキ機能や緊急時車線維持システム等を備えるようにしなければならない（第7条、第8条）。バス及びトラックは、歩行者や自転車が車両の前面又は側面に接近したことを運転者に知らせる機能等を備えなければならない（第9条）。これらの各要件は、附則Ⅱに適用開始日が定められており、2022年7月6日以降、順次適用される（第16条）。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/2144/oj>**【フランス】家庭内暴力に対して行動するための法律**

2019年12月28日に、家庭内暴力に対して行動するための法律第2019-1480号が制定された。同法は、家庭内暴力のうち、特に、女性に対する暴力（とりわけ、男性が、少女を含む女性を標的にして犯す殺人）を防止することを目的に定められた。

同法は、主に、次の①～⑥の措置について規定した。①暴力を受けている者（以下「被害者」）を守るために発出される家族事件裁判官による保護命令について、関連の法廷の開催日程を決定してから6日以内に発出しなければならないとした。保護命令とは、暴力を振るう者（以下「加害者」）に、被害者に対する訪問や連絡等を禁止するものである。②事前の刑事告訴を保護命令発出の要件としないことを法文上明確に規定した。③保護命令を受ける加害者に対して、原則として武器の所持・携行を禁じることとした。④加害者と被害者の両者が距離的に接近した場合に、そのことを知らせる電子機器（電子ブレスレット（bracelet électronique）。形状としては腕時計や携帯電話に近いものが製品化されている。）の装着・携行を、保護命令で義務付けることができるようにした。⑤被害者が、「重大な危険を通報する電話（Téléphone grave danger）」の使用を認められるための要件を緩和し、例えば、加害者が逃走中や、保護命令が発出される前の段階でも使用することが可能になった。この電話は、警察への緊急通報ボタンが装着され、かつ、位置情報を伝達できる機能を持った携帯電話である。⑥被害者が、加害者から離れるために転居する場合には、その費用の一部について公的支援（敷金、保証金及び最初の1か月分の家賃に関する助成金支給又は融資）を与えるという試行を3年間実施することとした。

海外立法情報調査室・三輪 和宏

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000039684243

【韓国】良心的兵役拒否者に対応するための代替服務制の導入

2018年6月28日、憲法裁判所は、兵役に代わる代替服務制の定めのない兵役法第5条第1項の規定は、良心的兵役拒否者の良心の自由を侵害しているとして、同規定に対し憲法不合法（違憲状態だが直ちに無効としない）決定を下し、立法者に、2019年末までに代替服務制導入のための立法措置を講じることを義務付けた（本誌277-1号（2018年10月）p.29参照）。これを受けて2019年12月31日、「兵役法」が改正され、良心的兵役拒否者に対応するための「代替役」が新設（兵役法第5条第1項第6号）されるとともに、全4章（本則27か条及び附則）から成る「代替役の編入及び服務等に関する法律」が制定された（いずれも2020年1月1日施行）。代替役に編入されると代替服務要員として招集され、大統領令で定める矯正施設等の代替服務機関において、原則36か月（兵役は陸軍18か月、海軍20か月、空軍22か月）の代替業務に従事することになる（代替役の編入及び服務等に関する法律第16条～第19条）。代替役に編入させることを目的に、虚偽の証明書の発行等を行った公務員、宗教関係者等は、1年以上10年以下の懲役に処する（兵役法第91条の2）。

利用者サービス部政治史料課・藤原 夏人

- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_C1N9Q1I1T1Z9C1V1T1F6B4Q2N6I5U3
- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F1R9R1W1S1X9N1D1W3U4A1S0J2P0B1

【韓国】世界遺産の保存・管理及び活用に関する特別法の制定

韓国では現在、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づき、「石窟庵（ソックラム）と仏国寺（プルグクサ）」を始めとする14の世界遺産が登録されている。2020年2月4日、これらの世界遺産を体系的に保存・管理し、活用を促進することを目的とした「世界遺産の保存・管理及び活用に関する特別法」が公布された（2021年2月5日施行）。同法は本則23か条及び附則から成り、①国、地方公共団体等の責務（第4条）、②世界遺産地区の指定及び保護（第10条及び第11条）、③世界遺産の保存・管理及び活用に関する5年ごとの総合計画の策定（第12条）、④当該総合計画等を反映させた5年ごとの世界遺産別の実施計画の策定（第13条）、⑤当該実施計画に基づく年度別事業計画の策定及び実施（第14条）、⑥暫定リスト（世界遺産候補）等に関する基礎調査及び世界遺産の保存・管理及び活用に関する定期点検の実施（第15条及び第16条）、⑦世界遺産関連データベースの構築（第17条）、⑧世界遺産別の保存協議会の設置（第18条）、⑨国による財政支援の法的根拠（第22条）等が規定された。

利用者サービス部政治史料課・藤原 夏人

- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D1G6S1Q1T0Y7X1E5Q0G8F5W9X3R1R0

【シンガポール】宗教調和維持法とその改正

1990年11月30日、①宗教的な敵意や憎悪を扇動しないこと（宗教及び宗教団体の公平性の確保）、②宗教が政治に影響を与えないようにすること（政教分離の原則の確立）を目的に、宗教調和維持法（Maintenance of Religious Harmony Act 1990: No.26 of 1990. 以下「1990年法」）が成立した（1991年1月25日公布、1992年3月31日施行）。1990年法は、第1章：序文（第1条～第2条）、第2章：宗教調和のための大統領諮問会議の設立（第3条～第7条）、第3章：抑制命令（第8条～第19条）の全3章19か条から成る。

1990年法の主な内容は、次のとおりである。宗教調和維持のために設立された諮問会議は、内務大臣又は議会によって付託された宗教調和維持に影響する事項について検討し、内務大臣に報告する。また、内務大臣が諮問会議に検討を要請した命令について検討し、勧告を行う（第4条）。内務大臣は、宗教団体に関わる者及びそれ以外の者に対して、①異なる宗教団体間で敵意、憎悪、悪意等を喚起すること、②宗教伝道又は宗教実践を装った政治活動、破壊活動及び大統領又は政府に対する不満の表明を抑制する命令を出すことができる。その際、政府は、抑制命令が出される14日前までに、対象者に通達を行わなければならない。抑制命令の効力は2年とされる。（第8条、第9条）。内務大臣は、抑制命令の期間満了前に、2年以内の期間延長を指示することができる（第13条）。全ての抑制命令に、大統領による追認が必要とされ、追認されない場合、その効力は失われる（第12条）。

1990年法は、規定内容に関して、成立してからこれまで改正されなかったが、①インターネット及びソーシャルメディアの発展、②宗教的ヘイトスピーチによる暴力の増加、③外国から干渉される危険性といった社会環境の変化等により、2019年10月29日、全19か条から成る改正宗教調和維持法（Maintenance of Religious Harmony (Amendment) Act 2019: No.31 of 2019）が成立した（同年12月18日公布）。

主な改正点は、次のとおりである。①新たな章（第4章：外国からの干渉への対抗措置：一般規定、第5章：補足規定、第6章：法律違反、第7章：雑則）が追加された。②外国からの干渉への対抗措置として、宗教団体は、毎年1月1日から12月31日までの1年間で、外国から10,000シンガポールドル（約791,000円）以上の寄付を1回でも受けた場合及び外国籍の個人又は宗教団体と提携する場合、その事実を公表することが義務付けられることとなった。③宗教団体の構成要件として、宗教団体の責任者は、シンガポール市民（シンガポール国民及び永住権取得者）に限定されること、宗教団体の運営スタッフの半数以上がシンガポール市民であること等が新たに規定された。④攻撃的なオンライン投稿に対して、より迅速な対処を可能にするため、抑制命令は、対象者に通達されることなく、直ちに出されることとなった。⑤シンガポールを標的とした国外でなされた宗教調和維持に関する法律違反も、刑罰の対象とされるようになった。⑥内務大臣は、宗教団体間の敵意、憎悪等を扇動する行為、特定の宗教を攻撃するような行為等を行った者に対して、公的又は私的な謝罪等を促し、被害を受けた者との関係修復、宗教間のイベント参加等の機会提供が可能となった。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Act/MRHA1990>

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/31-2019/Published/20191218?DocDate=20191218>